



2020年7月28日

各 位

会 社 名 ライクキッズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 浩一
(コード番号 6065) 東証第一部
問 合 せ 先 管理部長 石井 大介
電 話 番 号 (TEL. 03-6431-9899)

(開示事項の経過) 当社株式の市場第二部への指定替えに関するお知らせ

当社は、2020年6月9日付「当社株式の市場第二部への指定替え見込み(株主数)に関するお知らせ」にて、当社株式が、市場第一部から市場第二部へ指定替えされる見込みであることをお知らせしておりましたが、本日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)より当社株式を市場第一部から第二部へ指定替えする旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定替えの理由

当社単元株式保有株主数が、事業年度末である2019年4月末日時点において、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第311条第1項第1号に定める株主数(事業年度の末日において2,000人)を満たさなかったことから、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号aの規定に基づき、「審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において株主数が2,000人以上とならないときは市場第二部銘柄への指定替えとなる」猶予期間入りとなっておりましたが、2019年5月1日から1年を経過する日である本年4月末日までの期間内において当社の株主数は2,000人以上となるには至らなかったため、有価証券上場規程第311条第1項第1号本文に規定する場合に該当し、本日、東京証券取引所より、当社株式を市場第二部銘柄へ指定替えする旨の通知を受けました。

2. 指定替えの期日

2020年9月1日

3. 今後の見通しについて

ライク株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2020年7月22日に公表した「ライクキッズ株式会社株式（証券コード 6065）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2020年6月10日から2020年7月21日まで実施し、その結果、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数は112,853個（買付け等後における株券等所有割合（注）：94.28%）となっております。

（注）本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、当社は2015年11月2日に転換社債型新株予約権付社債（以下「本転換社債」といいます。）を発行しているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当社が2020年6月9日に公表した「2020年4月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2020年4月30日現在の当社の発行済株式総数（10,482,000株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（264株）を控除し、2020年6月9日現在において公開買付者が所有する本転換社債に付された新株予約権の目的となる当社株式数（1,488,095株）を加えた株式数（11,969,831株）に係る議決権の数（119,698個）を分母として計算（小数点以下第三位を四捨五入）しております。

当社が2020年6月9日に公表した「支配株主であるライク株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当社を完全子会社化することを企図しているところ、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）し、当社の完全子会社化を目指す予定とのことです。公開買付者による株式売渡請求に係る一連の手続きが実行された場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以 上